

社団法人 日本地すべり学会 代議員選挙 規程

(総則)

第1条 この規程は、日本地すべり学会定款第11条に示された代議員選挙に適用する。

- 2 この規程は、理事会の議決を経て、変更することができる。
- 3 選挙の実施方法に関する細則は、別途定めることができる。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 代議員の選挙を適正に行うため、選挙管理委員会を置く。

- 2 委員会の委員は、正会員のなかから会長が指名する。
- 3 委員の数は、5名以上とし、会長が委嘱する。
- 4 委員会の委員長は、委員の互選とする。
- 5 委員会は、選挙公告、選挙立ち会いおよび選挙結果の確認を行う。
- 6 委員長は、当選人の決定内容を理事会に報告する。
- 7 委員会は第7条第2項に規定した異議の申し立てがあった場合には、その判定または再選挙を確認する。
- 8 委員の任期は、委員に委嘱された時から前項の任務が終了するまでとする。

(代議員の選出)

第3条 各支部の代議員の推薦候補者数は、当該支部に所属する正会員の数を勘案の上、概ね正会員20名に1名の割合をもって選挙のつど理事会が決定し、会長が支部及び選挙管理委員会に通知する。

- 2 支部長は、推薦候補者を細則に示す手順に従って支部所属の正会員の中から選定し、選挙管理委員会に報告しなければならない。
- 3 本会の理事と代議員との兼任はできない。
- 4 代議員は、その代議員の属する各支部の正会員による信任投票により選出する。
- 5 代議員が、任期中に選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、選出された支部の定数に含まれるものとする。

(投票)

第4条 投票は、正会員が代議員候補者名簿（投票用紙）に記載された手続きを経て、それを投票締め切り日までに提出することにより行われる。

- 2 代議員候補者名簿は、本会事務局が作成し、投票締め切り日の2週間前迄に会員に配布する。

(開票)

第5条 開票は、期限までに投票されたすべての投票に対して行われる。

- 2 開票は、選挙管理委員会委員の半数以上の立ち会いのもとに、総務部が主管して行

われる。

3 選挙管理委員会委員は、開票の経過ならびに結果を確認する。

4 開票の結果は、投票総数、有効投票数、信任数および不信任数について、候補者ごとに総務部が集計し、選挙管理委員会が確認する。

5 投票用紙に記載された記載要領に従っていない投票は、無効とする。

6 開票に際して疑義が生じた場合は、選挙管理委員会委員の判断に従う。

(当選人の決定)

第6条 選挙管理委員会において別に定めをした場合を除いて、有効投票数の過半数票を確保したものを当選人とする。

2 選挙管理委員会は、選挙結果をすみやかに会長に報告する。

3 会長は、当選人を、すみやかに本会ホームページ及び会誌に公告しなければならない。

(当選の無効)

第7条 当選人が定款第8条によって定款第11条3項に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

2 正会員は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2カ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に、選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の解任)

第8条 代議員に解任すべき事由があると考えた正会員は、当該代議員の氏名を記載の上、郵便ハガキに解任すべき事由を記載して、当該代議員の所属する支部に送付することで申し出を行うことができる。

2 20名以上の正会員から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第9条 本会事務局は投票の集計記録及び全投票用紙を保管する。

付則

この規程は、平成23年6月29日から施行する。

改訂記録

平成23年 月 日 新規制定